

意見書

平成22年8月30日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 810-0001

住所 ふくおかしちゅうおうくてんじん
福岡市中央区天神1丁目12番20号

氏名 きゅうしゅうつうしん かぶしきかいしゃ
九州通信ネットワーク株式会社

代表取締役社長 あきよし ひろゆき
秋吉 廣行

電話番号

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年7月27日付け情通審第49号で公告された「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

連絡者：

（電話番号）

（メールアドレス）

章		具体的内容
第1章 平成23年度以降 の接続料算定方式	1. 改良モデルの評価	○より実態に即した改良モデルを 23 年度以降の 接続料算定に採用することに賛成します。
	2. 現行の接続料算定方式の 評価と平成23年度以降の 接続料算定方式の扱い	
第2章 NTSコストの扱い	2. 平成23年度以降の接続 料算定におけるNTSコスト の扱い	○き線点 RT～GC 間伝送路コストの扱いについ ては、他の NTS コストと同様に、接続料原価から除 外し、基本料の中で回収すべきと考えます。 ○仮に、答申(案)の通り、当分の間の措置として、 接続料原価にその 100%を算入するのであれば、 現在が進められているユニバーサルサービス制 度の見直し結果を踏まえて、速やかに再検討を 実施すべきと考えます。
第3章 接続料算定に用 いる入力値の扱い	2. 平成23年度以降の接続料 算定に用いる入力値の扱い	○入力値の取り扱いといった基本的なルールは、 制度の安定性の観点から、頻繁に変更すべきも のではないと考えており、接続料算定に用いる 入力値について、「現行どおりとすることが適当」 とする答申(案)の考え方に賛成します。
第4章 接続料における 東西格差	2. 平成23年度以降の接続 料における東西格差の扱い	○東西別接続料の設定による公正競争上の影響 や料金の地域格差等の観点から、「東西均一接 続料を採用することが適当」とする答申(案)の考 え方に賛成します。
第5章 改良モデルを用いた算定方式の適用期間		○「NTT 東西より発表予定の概括的展望」や「光 の道」構想の実現に向けた取組などにより、今後 の電気通信事業を取り巻く環境は急激に変化す ると予想されることから、「2 年間とすることが適 当」とする答申(案)の考え方に賛成します。
第6章 次期見直しに向 けた課題	1. 接続料算定方式の見直し に向けた検討	○「光の道」構想の具体化の進展や概括的展望 の公表等により、PSTN を取り巻く環境の方向性 がある程度明確になった場合には、接続料算定 の在り方について改めて検討することが適当」と する答申(案)の考え方に賛成します。
	2. その他	○NTT 東西より公表予定の概括的展望につい ては、メタルケーブルの撤去計画も含めた IP 網へ の移行計画について、必要な情報を早期かつ積 極的に開示されることを要望します。